

川西市フリースクール等利用支援補助制度

不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に繋げるため、フリースクール等で活動する不登校児童生徒を持つ家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、令和8年度のフリースクール等利用支援補助金を次のとおり募集します

補助対象者

補助対象者は、不登校児童生徒に係るフリースクール等の利用料を負担する保護者であって、次の条件のいずれにも該当する方です。

1. 対象となる児童生徒が、川西市内に在住している。
2. 対象となる児童生徒が、川西市立の小中学校に在籍している。
3. 対象となる児童生徒が、1年以内に在籍する小中学校を概ね30日以上欠席している。
4. 対象となる児童生徒が、指導要録上で出席扱いとなっている。
5. 他の地方公共団体等から同種の補助金の交付を受けていない。
(当市就学援助制度受給者も対象外です)

補助対象経費

フリースクール利用料（授業料、施設利用料）

補助金額

助対象経費の総額の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、端数切り捨て）とし、対象児童生徒1人につき1か月10,000円を上限とします。

申請方法・問い合わせ先

ホームページより申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類と併せて郵送、もしくは持参してください。

申請書は、教育総務課の窓口でも受け取ることができます。

【提出先・問い合わせ先】

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市教育委員会事務局 教育推進部 教育総務課

TEL 072-740-1256

補助金の申請から交付までの流れ

1. 交付申請（申請者→市）

【受付期間】

第1期（令和8年4月～9月分）

令和8年9月1日～10月30日

第2期（令和8年10月～令和9年3月分）

令和8年10月1日～令和9年2月26日

【提出物】

補助金交付申請書

対象期間に係るフリースクール等の利用に関する契約内容等が分かる書類

※別途、書類の提出を求める場合があります。

2. 交付決定（市→申請者）

書類の審査後、市から交付決定通知書を送付します。

3. 実績報告・請求（申請者→市）

【請求書提出締切】

第1期分：令和8年11月20日（金）

第2期分：令和9年3月23日（月）

【提出物】

補助金実績報告書

補助金等請求書

対象期間に係るフリースクール等の利用料支払が確認できる書類

申請者（保護者）名義の通帳もしくはキャッシュカードの写し

※別途、書類の提出を求める場合があります。

4. 補助金交付（市→申請者）

請求後、1か月程度で交付します。